

令和元年 第6回 坂戸市 農業委員会 会議録

開催年月日				令和元年10月25日(金)				
開催場所				坂戸市役所 303・304 会議室				
開会時刻・宣告者		午後 2 時01分		会長		石川 猛		
閉会時刻・宣告者		午後 3 時21分		会長		石川 猛		
会長 石川 猛 会長職務代理者 市川 武夫				出席委員 17名		欠席委員 2名		
農 業 委 員 出 席 状 況	席次	氏名	摘要	最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況	席次	氏名	摘要	
	1	高橋 光行	欠席		12	宇津木 一昭	出席	
	2	林 真由美	出席		13	鹿ノ戸 健次	〃	
	3	市川 武夫	〃		14	栗原 昇	〃	
	4	石川 猛	〃		15	武藤 幸雄	欠席	
	5	中里 和子	〃		16	齋藤 直志	出席	
	6	武藤 恭久	〃		17	山崎 好典	〃	
	7	黒川 英巳	〃		18	亀田 康好	〃	
	8	根本 武男	〃		19	森田 和夫	〃	
	9	小島 保	〃		〃			
	10	松永 貴夫	〃					
11	斉藤 喜作	〃						

議事参与者	事務局長	書記	出席説明者
	田隴 佳秀	川島 豪 林 信久 藤野 泰弘	

会議件名及び顛末

会長 委員の皆様ご苦勞様です。
現在の出席農業委員10人、欠席委員1人であります。
よって、定足数に達しておりますので、只今から、令和元年第6回農業委員会を開会いたします。

会長 会議規則第4条に基づき、会議の議長を務めさせていただきます。
それでは会議を開きます。

議長 本日の議事日程につきましては、配布しました会議次第のとおりです。
直ちに議事に入ります。

議 長 日程第1 議事録署名委員を定めることについてを上程し議題とします。
議事録署名委員は2名とし、議長において指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認め、2番林委員、3番市川委員を指名します。

議 長 日程第2 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し
議題とします。

1番の案件について事務局より説明をしてください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番について説明します。譲受人は、片柳で代々農業を営んでおり、田8反、畑4
反弱を作付けしており、申請地は譲受人の畑に隣接しています。

譲渡人の代々片柳地区において農業を営んでおり、田では稲を畑では野菜を栽培
しており、東松山地区の田でも作付けを行っております。

譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のため、農地を売買すること
になったとのことでございます。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、譲受人の所有する農地
に違反や非農地はなく、また貸付け農地もありません。このため、申請地取得後にお
いても、これまでと同様に農業に従事されるものと考えられることから、周辺農地の
営農に支障を及ぼす恐れはなく、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考え
ております。

議 長 事務局の説明が終わりました。
担当地区より、補足説明をお願いします。

(担当委員挙手)

10番 坂戸地区松永農業委員をお願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席10番 1番の譲渡人は、数年前に交通事故で大怪我したが、今まで何とか自力で農地
の管理を行ってきたが、突然立ち上がれなくなってしまったため、譲受人に相談
したところ耕作してもらえることになったため今回の申請に至ったものです。

譲受人は、片柳や上吉田地区において、自作地の他4反近く農地を借受け積極
的に農業経営を行っていることから、小委員会では特に問題はないであろうとの
意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします

議 長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 それでは採決を行います。

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可と決定いた
したいと思っておりますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。

よって、議案第20号は、許可と決定いたします。

議長 日程第三 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し議題といたします。

1、2番の案件について事務局より説明をしてください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番について説明します。譲受人は、につきい花みず木の賃貸住宅に奥さんとお子さんの3人で居住をしております。昨年8月にお子さんが生まれ現在の住まいが手狭となり、また、集合住宅のため子供の泣き声等周りに気を遣うことから住宅の建築を計画したとのこと。

申請地の選定理由については、譲受人と妻の職場がにつきい花みず木と日高市にあり現在と変わらずに通勤できること。実家がいずれも毛呂山町にあり行き来がしやすいこと及び車3台分の駐車スペースが確保できること等から選定されたとのこと。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者は無く、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

2番について説明します。譲受人は、本町の賃貸住宅に奥さんと2人で居住しております。来年の5月に出産予定で、家族が増えると現在の住宅では手狭になることから住宅の建築を計画されたとのこと。

申請地の選定理由については、譲受人の実家も夫婦の勤務先の社会福祉法人シャローム埼玉も申請地と同じ新堀で近いこと。また、奥さんの実家の久喜市まで関越自動車道を利用するため、坂戸西スマートICが近くにあること等とのこと。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、自己資金及び融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者は無く、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

議長 事務局の説明が終わりました。

担当地区より、補足説明をお願いします。

(担当委員挙手)

1・2番 入西地区齊藤農業委員をお願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席11番 1、2番につきましては、10棟計画地内の土地で先月審議いただいた申請地の隣接地となります。すぐ近くに入西交流センター、入西小学校及びさつき保育園があり、子育てがしやすい環境が整っております。譲渡人は2名ですが、いずれ

も数年来、現地で耕作はしておりませんでした。

なお、申請地の南側には農地が広がっておりますが、申請地に住宅が建築されても、営農に支障は無いものと考えられます。また、申請時に指摘があった草刈り及びコングリート殻の撤去については是正されておりました。小委員会では、転用はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をよろしく申し上げます。

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは次に、3、4番の案件について事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

3番について説明します。譲受人は、平成15年よりさいたま市西区に本社を置く運送業を営む法人で、上尾市堤崎に車輛の駐車場があります。

現在、取引先である佐川急便(株)の東松山配送センターへの荷物の集積・集配について、東松山市周辺に居住している従業員9名で担当していますが、上尾市の駐車場まで片道約1時間かけて通勤し、さらに1時間かけて東松山市配送センターへ移動していることから、作業の効率化を図るため、申請地に駐車場を設ける計画をされたとのことです。

申請地の選定理由といたしましては、東松山配送センター周辺で候補地を探しましたが接道等の関係で条件に合う物件が見つからなかったことから、地域を広げて探したところ、東松山配送センターから20分ほどの距離にある申請地が見つかったとのことです。申請地であれば、坂戸市、鶴ヶ島市、狭山市等に居住する従業員の通勤時間の短縮が図れること、配送センターまでの移動距離が短くなり燃料費の削減図れることなどから申請地を選定されたとのことです。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を自己資金で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者は無く、雨水排水については地下への浸透となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

4番について説明します。譲受人は、申請地の隣接地に居住しており、今回の審議番号1番の測量の立会いをしたところ、譲受人のブロック塀が住宅建設予定地に越境していることが判明しました。譲渡人の住宅敷地は、父親が昭和46年に贈与により取得したもので、平成元年頃に譲渡人の承諾を得て境界にフェンスを設置したとのことです。さらに、平成19年には、両社立会いのもと、フェンスを撤去しブロック塀を設置しましたが、この時は、ブロック塀が申請地に越境しているとの認識はなかったとのことです。譲受人の住宅敷地は、北と東側の隣接地より高く、ブロック塀の内と外では1m程の高低差があるため、ブロック塀を撤去すると宅地側の土が崩れる恐れがあること、申請地はブロック塀の内側にあり既に譲受人の宅地と一体利用されていること、さらには、この申請地が審議番号1番の申請地と譲受人の宅地との狭間にあり、原状回復しても譲渡人が農地として有効利用できる状況でないことから、譲受人が申請地を取得し、既存の住宅敷地と一体利用する計画となったとのことです。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は10ha未満の集団的に存在する農地内

に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者は無く、雨水については今までと同様に宅内処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

議長 事務局の説明が終わりました。

担当地区より、補足説明をお願いします。

(担当委員挙手)

3番勝呂地区小島農業委員、4番入西地区齊藤農業委員をお願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席9番 3番につきましては、運送会社の駐車場としての農地転用申請で、申請地の草刈りとU字溝等のコンクリート破片の撤去についての是正指導がされていたため、24日に現地確認を行った結果、指摘どおり是正されておりました。また、申請地の南側に農地が広がっておりますが、砂利敷きの駐車場で雨水は敷地内浸透とするため、営農に支障を及ぼすおそれはないことから、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議席11番 4番につきましては、1番の申請地の隣接地であり、平成19年頃、双方立ち合いのうえ基礎打ちをし、ブロック塀を建てたものであります。今回、1番申請地を売買するに当たり測量をしたところ越境が判明したものです。譲受人については、一度は家を出ましたが平成9年に実家を継ぐため現住所地に戻り生活をしているものであります。小委員会では、転用はやむを得ないとの意見でありますので、ご審議をよろしくをお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等があればお願いします。

(質疑なしの声)

議長 それでは採決を行います。

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定いたしたいと思っておりますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。

よって、議案第21号は、許可相当と決定いたします。

議長 日程第4 議案第22号 農用地利用集積計画(案)についてを上程し、議題いたします。

事務局より説明してください。

事務局 令和元年10月分農用地利用権設定申出状況についてご説明します。

今月は、新規の申出が1件、5筆、面積6,144㎡です。

利用集積面積については、平成31年10月1日設定後の利用集積面積が、2,371,910.63㎡であり、今回の設定面積6,144㎡を加えると、11月1日設定後の面積が、2,378,054.63㎡(約237.8ha)となります。

次ページに、今月分の利用集積計画の詳細がございます。

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは採決を行います。

議案第22号 農用地利用集積計画(案)については、原案のとおり決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 日程第5 報告第6号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 専決処分の報告について説明いたします。

【報告事項を朗読】

議長 事務局の説明が終わりました。

ご質問はございますか。

(質問なしの声)

議長 次に、次第4のその他について事務局より説明してください。

(事務局その他について資料により説明)

議長 その他について、委員さんから何かございますか。

18番 台風19号による被害状況の説明があったが、農業機械の被害内容についてはどうなっているか。

事務局 農業機械等の被害のあった農家については、個別訪問を行い被害の詳細を把握する作業を現在行っている最中ですので、詳細な内容がまとまりましたら改めて報告をさせていただきます。

18番 今回の台風被害に関しては、大規模農家が大きな被害を受けていることから、JAに対し特別融資を行うようお願いしたところですが、激甚災害に指定された場合、農業機械に対する国の助成があるとの話しを聞いたがどうか。

事務局 農作物及び農業機械について国の助成があるとの話しもあるが、現時点では詳細は未定です。

17番 新ヶ谷地区では、コンバインや乾燥機など農機具すべてが水に浸かってしまい、農業ができなくなってしまったとの話しも聞いている。また、洪水により稲わらが畑に堆積してしまい野菜がだめになるとともにその撤去が大変だった。

16番 三芳野地区についても稲わらの問題が多く場所である。特に、県道が冠水してしまった道場橋付近では、去年は4反ほどであったが今回は8反と面積も広いうえに、嵩がおおいため撤去が難しい状況にある。

18番 農機具等に対する国の支援方針がでたら早々に知らせてほしい。

議長 農業被害についての情報が入ったら、農業委員会もしくは農業振興課に連絡して
いただきたい。

議長 以上で、令和元年第6回坂戸市農業委員会を閉会させていただきます。
閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

上記会議の顛末に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和元年10月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員